

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年11月16日認可した。

平成28年11月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）岩鍋池地区
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）乙丸地区